

申請要件を緩和した特許審査ハイウェイ 「PPH MOTTAINAI」試行プログラムの 開始について

調整課・国際課

I. はじめに

企業等のグローバルな活動の拡大に伴って、国際的に事業展開する企業が増加し、一つの発明を複数国に出願する傾向が強まっています。そして、このように世界的に特許出願件数が急増する中、審査待ち期間も長期化しており、各国特許庁でそれぞれ行われる同一内容の発明の審査のような相互に重複する業務をできる限り低減する必要性が高まっています。このため、我が国は、一方の国で特許可能と判断された出願について、出願人の申請に基づき、他方の国でその審査結果を参照しながら早期審査を行う枠組みである「特許審査ハイウェイ（PPH）」を各国とともに進めているところです。

PPHにより、出願人の海外における特許権取得の早期化が促進されます。また、他庁の先行技術調査や審査結果を利用することで、各国特許庁の負担の軽減と特許の質の向上が図られます。

II. 「PPH MOTTAINAI」試行プログラムの開始について

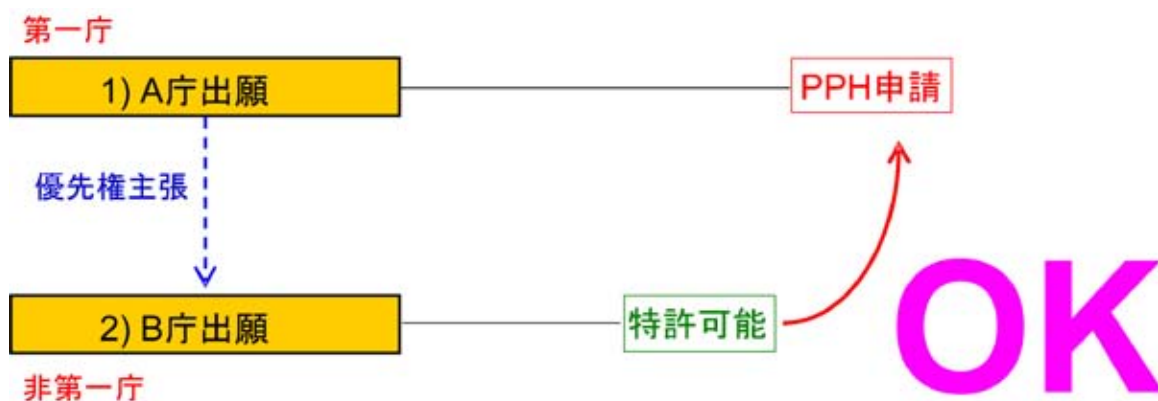
これまでのPPH申請要件では、PPH申請の基礎となる案件が、最初に出願を受理した第一庁において審査結果が出されているものに限られていました。しかしながら、実際には、必ずしも第一庁が他庁よりも先に審査結果を出しているわけではなく、その結果、ある庁において審査結果が出されているにもかかわらず、これを活用することができないという“モッタイナイ”状況がありました。我が国特許庁は、有益な審査結果を国際間でさらに活用させるべく、PPHプログラムの参加国と、PPH申請の要件緩和に向けて協議を重ねてまいりました。

このたび、我が国を含む8か国（日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、フィンランド、ロシア、スペイン）は、PPH申請の要件を緩和し、対象案件を拡大した「PPH MOTTAINAI」試行プログラムを本年7月15日より開始しました。我が国特許庁は、上記国々のうち、米国、英国、カナダ、フィンランド、ロシア及びスペインとの間で本試行プログラムを実施しております。なお、試行期間は1年間で、必要に応じて延長されます。

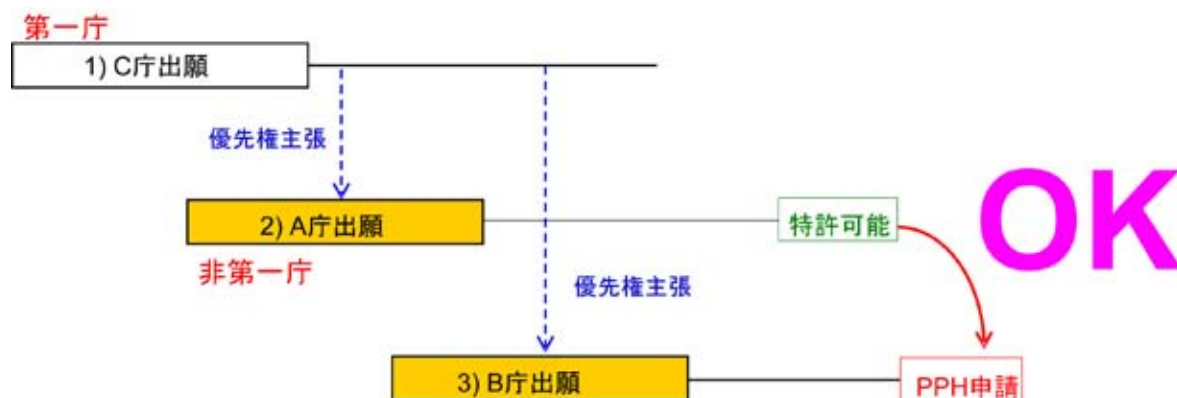
III. 「PPH MOTTAINAI」試行プログラムのスキーム

「PPH MOTTAINAI」試行プログラムでは、どの国に先に特許出願をしたかにかかわらず、本試行プログラム参加国のいずれかの国による特許可能との審査結果があれば、当該いずれかの国と本試行プログラムを実施している国において、PPHの利用が可能となります。例えば、下記の事例1、2のような通常PPH申請が認められなかったケースも、本試行により新たにPPH申請が可能となります。

(事例1) B庁(非第一庁)の審査結果を用いてA庁(第一庁)にPPH申請する例



(事例2) A庁、B庁ともに第一庁ではない例



IV. 「特許審査ハイウェイ」の世界的な拡大に向けて

本「PPH MOTTAINAI」試行プログラムを通じて、より多くの出願がPPH申請の対象となり、我が国出願人がより多くの特許を迅速に取得できるようになると期待されます。

今後も我が国は、出願人が海外において安定的な権利を迅速に取得することを支援すべく、更なるPPHのネットワーク拡大を目指し、各国と交渉を行ってまいります。また、各国におけるPPH申請の要件及び手続の共通化等を通じて、本取組の利便性向上につとめてまいります。

(リンク)

PPH MOTTAINAIに関する特許庁HP
<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/mottainai.htm>